



福祉サービス第三者評価 評価結果報告書

横浜市
東滝頭保育園

2021 年 3 月

評価実施機関

特定非営利活動法人

よこはま地域福祉研究センター

目 次

施設・事業所情報.....	1
総評.....	2
第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント	3
評価結果 共通評価.....	4
評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織.....	4
評価対象Ⅱ 組織の運営管理.....	5
評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施.....	8
評価結果 内容評価.....	12
A-1 保育内容.....	12
A-2 子育て支援.....	15
A-3 保育の質の向上	16

施設・事業所情報

第三者評価機関名

特定非営利活動法人よこはま地域福祉研究センター

①施設・事業所情報

■名称	横浜市東滝頭保育園				
■種別	保育所				
■代表者氏名	綿貫 麻美				
■定員（利用人数）	本園 106 名 分園 18 名 計 124 名				
■所在地	〒235-0012 横浜市磯子区滝頭 2-31-32				
■TEL	045-753-2201				
■ホームページ					
【施設・事業所の概要】					
■開設年月日	昭和 50 年 7 月 1 日				
■経営法人・設置主体	横浜市				
■職員数（常勤）	26 名				
■職員数（非常勤）	49 名				
■専門職員（名称別）	・ 保育士及び保育補助	67 人			
	・ 調理員	7 人			
■施設設備の概要	・ 保育室	8 室			
	・ 設備等	調理室 など	事務室	予備室	園庭 プール など

②理念・基本方針

子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う

- ・子どもを主体として、思いや願いを受け止めます。
- ・各年齢の保育目標を進めると同時に、一人ひとりの発達状態に応じた保育をします。
- ・子どもたちがともに認め合い、成長し合えるようにします。
- ・地域の人との交流を大切にし、子どもたちの健やかな成長と発達を援助します。
- ・保護者の安心、信頼、親しみを得て、子どもたちが楽しく過ごせるようにします。

③施設・事業所の特徴的な取組

- ・0歳児から就学前の子ども達が生活や遊びを共にしています。クラスは年齢別になっていますが異年齢児との交流も大切にしています。
- ・畑があり、年間を通して様々な野菜を育てています。収穫した野菜でクッキングをしたり、昼食に出してもらうなど、食育活動も楽しく取り組んでいます。
- ・地域の方々や、小学校、中学校、幼稚園、他の保育施設と交流を持ち、様々な人との触れ合いの中で、子どもたちの成長を大切にしています。
- ・近隣に公園が多くあり、四季折々の自然に親しみながら散歩を楽しむことができます。
- ・分園は、1歳児と2歳児の2クラスで、年齢別になっています。クラス間の交流や本園との交流も大切にしています。
- ・本園のプランターで、年間を通して様々な野菜を育てています。水やりをしたり、収穫した野菜を昼食に出してもらうなど、食育活動も楽しく取り組んでいます。

④第三者評価の受審状況

■評価実施期間 2021年7月14日（契約日）～ 2022年1月28日（評価結果確定日）

■受審回数（前回の受審時期） 2回（2016年度）

総評

【特に評価の高い点】

◆子ども達の興味・関心に合わせて環境が整えられ、子ども達は主体性を発揮しながら遊びを楽しんでいます。

保育室は、ロッカーなど子どもの目線に合った造りで、取り出しやすく、また玩具の写真が貼ってあり、どこに何があるのか、どこに片づけるのか分かりやすくなっています。子ども達は、そこから自分で遊びたいと思うものを選んで、集中して遊んでいます。手作り玩具や制作に使う廃材もたくさんあり、発達に沿った遊びができるよう環境が整えられています。子ども達は、園の中で自分の落ち着ける場所を見つけていて、それが保育士の膝の上であったり、保育室の棚と棚の間であったり、全体的に落ち着いた雰囲気の中、穏やかに生活をしています。子ども達に「何をやりたいか」と問いかけ、子ども達から声があがった「お店屋さんごっこ」などを、子ども達自身が計画し、話し合いをしながら準備をすすめるよう支援しました。子ども達の声拾いながら行事を組み立てるなど、常に子ども達の主体性を大切にしながら保育をしています。

◆園で子どもに関わる職員たちは、「子ども達のために」学びの姿勢と向上心があります。

職員が、研修や会議などで子どもの姿に寄り添う保育を心掛け、実践を振り返り研鑽を重ねています。保育にあたり、「子どもにとってどうか」というところで判断するようにし、日々の自己評価から週案月案へとPDCAサイクルを回し、常に職員は子ども達の健やかな育ちのために意欲的に質の向上に取り組んでいます。地域の横浜市営バス操車場の所長から、イルミネーションバスの体験の申し出にも即座に対応するなど、子ども達の体験の機会を逃さないよう、まず子ども達のことを考えて対応しています。また、今回の第三者評価の受審については、職員一人ひとりが日頃の保育や自分の保育観を振り返り、互いに意見を出し合い、それを可視化して職員全体で共有しました。そのことにより、また職員の意識が変わり、気づきが生まれ、新たな課題を共有するきっかけとなりました。

◆地域住民と地域社会に見守られながら、園と子どもたちは地域にも元気を与えています。

地域の住民や社会資源と積極的に関わっています。園の周りの清掃時や子ども達の散歩の際は、地域の住民に積極的に挨拶をし、地域の公園愛護会等の方々と公園や園内の花壇に花を植えたり草むしりをしたりしています。園庭に磯子区の土木事務所の方々が作ってくれたフラワーツリーの展示、横浜市営バスの体験乗車、市電保存館に子ども達の絵を展示など、地域の社会資源とのつながりを深めています。運動会はコロナ禍で様々な制限の中で5歳児のみの実施となりましたが、近隣のマンションに「輝け！未来のヒーロー」という垂れ幕が住民のご厚意で掲げられました。地域の中での園と子ども達が、日ごろから見守られ、また園と子ども達の存在が地域の方々に元気を与えているということが感じられる出来事でした。また、地域の子育て家庭の仲間づくりの場として「どんぐりルーム」を新たに開設するなど、園の保護者だけでなく地域の子育て家庭の支援にも積極的に取り組んでいます。

【改善を求められる点】

◆課題や情報の共有方にさらなる工夫が期待されます。

日々の連絡はメンテ表やノート、会議や研修で保育内容等を共有し、玄関ホールには掲示板を設置して、どのクラスの動きなども、保護者とだけでなく保育者間でも共有できるように様々な工夫をしています。しかし、職員数が多く、勤務形態の異なる職員が勤務している状況のなかでは、園全体としての姿勢や、運営などについて等しく理解することは難しい状況があります。園としても職員間の情報共有や人材育成、話し合う時間の確保などを課題として捉えており、話し合う時間を生み出す工夫やより技能や意識を高めるための研修への派遣等について取り組むことが期待されます。

◆施設の老朽化について検討していくことが期待されます。

園舎は古さを感じさせますが、丁寧に使用され、清潔感も保っています。しかし、今の保育環境にそぐわないところもあり、現施設でできる範囲のさらなる工夫が期待されます。施設の老朽化への対応は、横浜市の方針や予算との兼ね合いで、園独自でできることは限られていますが、職員や保護者の意見も取り入れながら、プライバシーへの配慮や安全面の確保、また送迎のしやすさなどの工夫について検討していくことが望まれます。

第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

新型コロナウイルス感染症の拡大が止まらず、保育現場は昨年以上に感染対策や度重なる行事の変更などを行い、園関係者の命を守る取り組みに終始する一年となりました。

子どもの最善の利益を第一にした保育の実現に向けて、常に保育の質の向上をしていくことが大切で、毎年、保育所の自己評価を行っています。今年度は5年ごとの第三者評価も受審し、日々の保育を客観的に評価していただき、保育の質を高め、時代のニーズに合った保育を提供できるように全職員で取り組みました。

前回、平成28年度に受審した時とは職員も入れ替わり、新しい職員が多くなりました。評価項目も45項目と内容評価20項目という新しい評価項目となり、全職員が65項目の自己評価を行い、全職員で共有する過程を通して、より深く園全体の事や保育を理解し課題を共有することに繋がりました。

保護者の方々には、保護者アンケートの従来の紙面での提出ではなく、Webでの新しい試みにご協力ありがとうございました。貴重なご意見や要望を今後に活かしていきたいと思います。評価機関の方々には、緊急事態宣言やまん延防止等措置が出される中、2日間に渡る訪問調査で共に考える視点で丁寧にみていただき、ありがとうございました。

今回、高く評価していただいた点は、引き続き継続しより向上して行けるようにし、課題となった点は、さらなる工夫や検討をして改善に向けて取り組んでいきたいと思っています。

第三者評価結果

※かながわ福祉サービス第三者評価推進機構では、a・b・c評価の判断基準を次のように定めています
a評価：よりよいサービスの水準・状態
b評価：多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組の余地がある状態
c評価：b以上の取組となることを期待する状態

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<コメント> 保育理念、保育方針、園目標、保育姿勢は重要事項説明書に記載があり、園内にも掲示しています。職員は、保育理念、園目標、横浜市職員行動基準が記載されている名刺サイズのカードを携帯し、いつでも確認できるようにしています。保護者には、入園説明会で説明するほか、4月の園だよりに掲載、懇談会でも資料に載せて内容説明をしています。保育室には運営規定と園目標を掲示して周知を図っています。年度末にはプロジェクトチームを編成して全体の評価を行い、保護者にはアンケートで周知状況を確認するなど、引き続き継続的に取り組むことが期待されます。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント> 横浜市の公立保育園であり、園長は磯子区の部課長会議、エリア別児童虐待防止連絡会、地区の子育て支援連絡会等に出席して社会福祉事業の動向、地域の子育て支援の状況を把握するとともに、関係機関と顔の見える関係作りに努めています。「横浜市基本構想」「横浜市中期4ヵ年計画」「令和3年度磯子区運営方針」等からも地域の課題、保育ニーズを把握しています。把握した情報から園に求められるニーズを分析しています。また、保育利用者の推移、空き状況、利用率等を横浜子ども家庭支援課に毎月報告し、保育のコスト分析をしています。	
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
<コメント> 園長は市や区の計画や地域の現状、保育の内容、園の設備、職員体制、人材育成等の分析を行い、それに基づいて具体的な課題、保育のニーズを明らかにし、区の部課長会議で経営責任職、運営責任職と共有しています。園の運営状況、改善すべき課題等は職員会議で共有し、改善に向けた話し合いをしています。課題解決に向けて会議やミーティング等で周知を図り具体的な目標を立て、達成時期を決めて取り組んでいます。短時間勤務の会計年度任用職員は会議に出席が難しいこともあり、全職員への周知は今後の課題としています。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<コメント> 「横浜市基本構想」「横浜市中期4ヵ年計画」「市立保育所のあり方に関する基本方針」に中長期的な方向性が示されています。「市立保育所のあり方に関する基本方針」には、市立保育所の果たすべき役割・機能として保育の質の維持・向上、地域の子育て支援、保育のセーフティネットとして養育支援の強化・障害児保育への取り組み、地域の教育・保育施設のつなぎ役とすることが示されています。また、園は地域のネットワーク事務局園ではないが、保育資源間の連携に努め、障害児の受け入れを積極的に行っています。	

【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<コメント>	
「横浜市中期4ヵ年計画」「市立保育所のあり方に関する基本方針」に基づいて「磯子区個性ある区づくり」に単年度における事業内容が具体的に示されています。「磯子区の個性ある区づくり」の「保育園子育て支援事業」には、保育施設を活用した子育て支援事業を実施するとして育児支援事業、MY保育園事業、花いっぱい野菜いっぱいあった保育園事業等の具体的な内容が記載され、それに基づいて園の計画を策定しています。園の事業計画は前年度の反省を基にして立案し、具体的な取り組み事項と達成時期が設定され、実施状況の評価を行っています。	
(2) 事業計画が適切に策定されている。	
【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<コメント>	
横浜市の事業計画は職員のパブリックコメントを募集しています。磯子区の事業計画は、前年度の反省をもとに職員と計画を立てたものが反映されています。園の事業計画は年度末会議で見直し、次年度に向けて話し合い、保護者アンケートの意見も反映しています。計画の見直し、園の自己評価は定められた実施時期、手順に基づいて行っています。また、磯子区の運営方針、事業計画については区長が園に出向き、職員に向けて説明をしています。園の事業計画については園長から職員に説明をしています。	
【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
<コメント>	
園の事業計画の主な内容は園だよりに記載し、園内にも掲示しています。懇談会でも説明をして周知を図っています。行事後や園の自己評価を行う時期に保護者アンケートを実施して、意見や要望を事業計画に反映させています。保育室には園目標とともに月の保育のねらいや保育内容を掲示して園での取り組みについて保護者が理解しやすいよう工夫しています。事業計画や園の自己評価などを掲示したときは口頭で掲示したことを知らせています。	

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者評価結果
【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<コメント>	
年間指導計画、月間指導計画は自己評価の欄が設けてあり、自己評価を活かして次の指導計画を立てています。保育内容については、カリキュラム会議で確認、チェックし合い、振り返りを行うとともに改善等を検討しています。園の自己評価は職員との面談、保護者アンケート実施後に評価を行っています。第三者評価の受審も定期的の実施しており、園の自己評価の結果は保護者アンケートの集計とともに保護者に知らせています。指導計画、自己評価等は、計画、実行、評価、見直しのP C D Aサイクルが構築されています。	
【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<コメント>	
園の自己評価は保護者アンケートの集計結果とともにまとめ、次年度の課題を明確にして文書化されています。明らかにになった課題等は職員会議、ミーティングで共有し、職員会議やリーダー会議、フリー会議などの各種会議で改善策を話し合い、改善計画を立てて計画的に取り組めるようにしています。改善策や改善の実施状況については、園の自己評価結果の中に記載し、必要に応じて改善計画の見直しをしています。設備の修繕等、単年度で解決できないことに関しては次年度に引き継いでいます。	

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<コメント>	
園長は保育所をリードする立場として、年度当初に経営・管理に関する方針と取り組み、内容について全職員に伝えています。園長の役割と責任については、運営規定に明記されており、保育の質の向上、職員の管理及び業務の管理を一元的に行うこととしています。保護者には園だよりにあいさつ文を載せ、職員には会議やミーティングで周知を図っています。災害や事故などの有事における園長の役割と責任については各種マニュアルに記載があり、園長不在のときは副園長、主任が代行職員として役割を担うことと明確化されています。	

【11】Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<コメント>	
園長は遵守すべき法令等を常に意識し、取引業者は多数の中から選定するなど適切な関係を保持しています。また、コンプライアンス研修、不祥事防止研修等に参加し、職員の園内研修につなげています。環境への配慮については、総合環境研修を職員とともに受講し、ゴミの分別、3R夢計画の策定、グリーンカーテン等の緑化に取り組み、地球温暖化や生物多様性、環境への配慮等に取り組んでいます。園長は、横浜市のコンプライアンスの基本の考え方を理解し、市民や社会からの要請に全力で答えていくことを念頭に取り組んでいます。	
(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	
【12】Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<コメント>	
園長は、保育現場や会議等で保育の現状を把握し、年度当初、中間期、年度末に評価、分析を行っています。会議やミーティングで気づいたことを伝えるほか、保育のアドバイスを保育現場で直接指導しています。主任は全てのクラス会議に参加して、必要な役割を高めていけるよう指導しています。また、園長は積極的に話し合いの場に参加したり、職員面談で一人一人の意見、要望、提案を聞いたりしています。職員からの提案で「思いやり」について話し合う機会を持ち、職員間の連携の意識向上につながっています。	
【13】Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<コメント>	
主任、乳幼児リーダー、フリーリーダー、各クラスの担任の配置など組織体制を作り、職員会議等で課題や業務の改善に向けた方向性を示し、同様の意識が形成されるよう取り組んでいます。LANケーブルの設置や応援職員の配置をして、業務の効率化や事務量の削減等を行い、年間10日以上以上の休暇取得ができるよう職員体制やシフト調整をしています。経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、副園長とともに主任や乳幼児リーダー、フリーリーダーと話し合いを重ねています。	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価結果
【14】Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<コメント>	
必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方、人材の確保と育成に関する方針は「横浜市人材育成ビジョン」に従い取り組んでいます。保育の提供に関わる専門職は保育士、調理師の有資格者を配置しています。無資格の保育補助職員についてはこども青少年局で実施している保育士試験対策講座を受講してもらい、資格取得を支援しています。人材育成については、職務段階に応じた育成計画があります。職員の異動や新たな人材確保については、計画的に実施しています。	
【15】Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<コメント>	
「横浜市人材育成ビジョン」に「全職員に求められる職員像」として「ヨコハマを愛し、市民に信頼され、自ら行動する職員」と明記されています。「横浜市職員行動基準」には、職員の行動規範としてより具体的に定められています。毎年、人材育成研修を行い、人事基準について周知されています。職員の専門性、職務遂行能力、貢献度等を人事考課制度により評価し、保育士キャリアアダーを活用して将来を見通した働き方ができるような体制があります。また、採用時、昇任時は今後のキャリアについて考える研修もあります。	
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	
【16】Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<コメント>	
職員の就業状況や意向把握に基づく労務管理に関しては、園長、副園長、主任、乳幼児リーダー、フリーリーダーで調整し園長が決裁をしています。有給休暇の取得や時間外労働は勤務状況システムでデータ管理を行い、月末に勤務実績を区に報告しています。毎月、安全衛生委員会を開き労働災害、メンタルヘルス、ケガ・腰痛の防止策等を検討しています。年2回の園長との個別面談のほか、いつでも面談ができることを職員に周知し、産業医、相談員の来園もあります。休暇取得については、休暇取得表で調整し、休暇を取りやすくしています。	

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
【17】Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。		b
<コメント>		
「横浜市人材育成ビジョン」「職員行動規範」で「期待する職員像」が明確にされており、目標設定シート、キャリアラダーの活用などの人事考課制度の仕組みが構築されています。職員の目標設定の時期に合わせて園の目標や方針を職員に周知し、園長との個別面談で話し合いながら一人ひとりの目標を設定しています。職員の目標は、経験や能力に合わせ、達成可能で少し上を目指すことができるような内容としており、目標達成の期限も明確にしています。11月には中間期の個別面談を行い、進捗状況の確認をしています。会計年度任用職員の育成については、勤務形態が多様化していることもあり今後の課題としています。		
【18】Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。		a
<コメント>		
キャリアラダーで職務段階別に必要な業務内容や技術、目標を明示しています。キャリアラダーの活用で職員が目指す方向がわかり、専門技術や知識の向上に必要な研修に参加して保育の質の向上につなげています。また、職員の人材育成・研修計画に基づいて保育士、調理師等の専門分野の研修や保育経験に応じた研修にも派遣しています。研修は、こども青少年局主催や磯子区保育・教育施設ネットワーク研修等があります。研修計画は振り返りと評価を行い、次年度の研修計画につなげています。		
【19】Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。		b
<コメント>		
職員の知識、技術水準、専門資格の保有・取得状況等は職員データ、キャリアラダー等で把握しています。新人トレーナー育成制度があり、経験豊富な職員がトレーナーとなり、育成者である副園長とともに新人の育成・指導をしています。職務段階に応じた研修、調理師などの専門職の研修、発達支援研修など階層別、職種別、テーマ別の研修の機会を確保しています。外部研修については、こども青少年局、横浜市南部地域療育センターなどの情報を回覧する等で参加を促しています。職員一人ひとりが研修に参加できるようシフト調整を行っていますが、会計年度任用職員の研修参加が難しく、今後の課題としています。		
(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
【20】Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。		a
<コメント>		
実習生受け入れのマニュアルがあり、受け入れに関しての基本姿勢は明文化されています。実習生は保育、看護、小規模保育実施者等の受け入れがあり、専門職種の特性に応じた内容のプログラムとなるよう学校側と連携しています。実習の指導者はこども青年局の実習指導者研修や大学で開催している実習担当者研修に参加しています。研修で学んだことを園に持ち帰り、園内研修を実施して職員で内容を周知しています。実習生受け入れの際は、事前に協議書を取り交わし、学校側と連携を密にしています。また、実習内容については、学年に応じて配慮しています。		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
【21】Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。		a
<コメント>		
パンフレットや入園のしおりで園の理念、保育方針、園目標を知らせています。横浜市の公立保育園であるため、園の予算や決算情報等はこども青少年局、磯子区のホームページ、広報で公開しています。第三者評価は5年ごとに受審し、受審結果は園内に掲示するほか、区のホームページで確認することができます。苦情・相談の内容、改善対策等についても区のホームページで公表しています。園だよりは第三者委員にも配布し、子育て支援連絡会、要保護児童対策協議会の参加者、自治会、近隣などにはパンフレットを配布しています。		
【22】Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		a
<コメント>		
横浜市の公立保育園であり、保育所における事務、経理、取引に関するルールは横浜市「予算・決算及び金銭会計規則」に定められています。こども青少年局から配布される予算に応じて、園長、副園長、主任、物品担当者が物品の発注等を行っています。事務、経理、外部業者との取引等は園長が管理責任者で、副園長、主任、調理員が検査員としています。また、区の内部監査も毎年実施しており、適切な経営、運営のための取り組みが行われています。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者評価結果
【23】Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。		a
<コメント>		
地域の施設との交流等にねらいや内容が文書化されています。散歩マップを保護者向けに掲示したり、地域との交流については掲示や園便りで保護者に伝えています。磯子区土木事務所と連携して子どもたちが植えた花でフラワーツリーを作成したり、園周辺の防犯ボランティアなど、地域との交流に支援を行う体制が整っています。また、保育所への理解を得るために近くの市電保存館や高齢施設などに花を届けたり、小中学校や民間の保育園。幼稚園とも定期的に交流しています。またその様子をドキュメンテーションなどで保護者にも伝え、地域との交流の大切さを理解してもらっています。		
【24】Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。		a
<コメント>		
「ボランティアをスムーズにすすめるために」という受け入れマニュアルを職員用、ボランティア用に作成し、ボランティアの日程や配置、登録の手続き、注意事項などの基本姿勢を共有しています。またボランティアには事前にオリエンテーションを行い、人権尊重や子どもとの関わり方や言葉かけについても研修をしています。今年度はコロナ感染症拡大のため中止していますが、地域のボランティアのおはなし会や、近隣の小・中学校との交流の基本姿勢を示し、定期的に受け入れています。また中学校の職場体験やインターシップも随時受け入れています。		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
【25】Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。		a
<コメント>		
保育所の関係機関である区役所やこども青少年局、土木事務所・児童相談所・消防署・警察署などや医療機関を一覧にしてリストを作成して、子どもや保護者の状況に素早く対応できるようにしています。虐待が疑われる場合は要保護児童地域対策協議会や児童相談所などの関係機関と連携を取り解決に向けて対応しています。また横浜市南部地域療育センターから年に1~2回巡回訪問を受けたり、3ヶ月毎に市役所と連絡を取り合っており、区の保健師や児童相談所との連絡会議を設け様々な状況を共有して連携しています。		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
【26】Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。		a
<コメント>		
横浜市南部地域医療センターの運営協議会、磯子区子育て支援連絡会に参加して、地域の福祉や子育て支援の課題を把握するように努めています。要保護児童対策協議会に参加し積極的に支援の必要な家庭の状況を把握しています。また保育所の持つ機能を活用して一時保育を行ったり、育児に孤立感がある親子を対象に、年2回「親子で遊ぼう」のエクササイズや「どんぐりルーム」という場所を園独自で設け、子育て家庭の仲間づくりの支援も行っています。地域の保護者の育児相談にも園長や副園長が親身になって応じています。		
【27】Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。		a
<コメント>		
民間の保育園も含めた磯子区の園ネットワークがあり、保育ニーズの共有や合同イベントなどを行っています。市電保存館の七夕やハロウィンのイベントに参加したり、地域のグリーンクラブと連携して保育園内や近隣公園の花作りを行ったりして、地域の活性化やまちづくりにつとめています。また保育士や調理師が地域に向けて育児講座や食育講座などを行い、積極的に地域の子育て支援に取り組んでいます。災害時には非常食の備蓄を行い、職員3名を地域防災拠点の動員担当とし、非常時に避難所の設営や運営を行うため研修に参加しています。		

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
【28】Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。		a
<コメント>		
理念や方針に子どもを主体とする姿勢を明記しており、事務室にも掲示して職員が常に意識できるようにしています。また磯子区では「怒らない子育て」を推奨して、園としても人権に配慮した働きかけを行い、今年度はその研修を行う予定があります。他にも区内の公立園と主任が交代して講師となり、他園で人権に配慮する言葉かけの研修を行っています。保育士は遊びなどでも性差による固定概念を持たないよう配慮して保育を行っています。外国籍の家庭などには、入所前に保護者からヒヤリングし配慮することがあれば職員に周知しています。		

【29】 Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
<コメント> 「プライバシー保護規定」を作成し、各クラスで「プライバシー保護に関するチェックリスト」を月ごとに記入しています。着替えの時は裸にならないようにしたり、おむつ交換は他児から見えないように所定の場所で行うなどの規定が明記されており、職員は規程を踏まえて配慮がなされています。ただプールなどの時の着替えは男女一緒に行っていたり、子どもや保護者との面談は個室ではなくついでに仕切りを作る程度になっています。施設の構造上やむを得ない所もあると思いますが、個室を設けるように工夫することで、子どもたちにも学ぶことができるかと思っています。	
(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	
【30】 Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<コメント> 理念や基本方針が書かれた園のパンフレットを見学者に渡し、区役所や子育て支援施設等でも自由に手に取れるように置いています。園の資料はわかりやすい言葉で書かれていて、写真や図を使って工夫しています。保育所の見学は希望者には随時、特に希望の多い10月は毎週、パンフレットを見てもらいながら行っています。今年はコロナ感染拡大防止対応のため1日5組迄に限定しています。一時保育の利用者には利用希望の状況を把握した上で、必要に応じて子育てサポートのシステムや他の保育所についても幅広く情報を提供するようにしています。	
【31】 Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
<コメント> 保育を開始する時は入園時に保育園の案内と重要事項説明書を用いて詳しく説明し、保護者の同意を得た後、利用契約書に記入してもらっています。保育内容の変更は個別面談で保護者の意向を聞き、子どもの成長や発達によって保護者と話し合ってから行っています。説明する時は写真や実物を見てもらい、保護者一人ひとりの理解の状況に合わせて説明するようにしています。配慮が必要な保護者へは園長・副園長・主任が同席して説明するルールにしていますが、さらにメモを作ったり掲示物を見るように促したりという配慮もしています。	
【32】 Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<コメント> 個人情報保護の観点から、転園など保育所の変更にあたっての引継ぎの文書は作成していません。転園先から問い合わせがあった時は保護者に確認をしてから伝えるようにしています。虐待の疑いのある子どもについては、直接詳細を話すことはせず、区の保健師を通じて必要に応じて伝えてもらうようにしています。保育所の利用が終了した後も保護者や子どもがいつでも相談に来るように卒園時や転園時に話しており、卒園児などが来所した時はどの職員も声をかけたり温かく迎え入れています。特に担当者は決めておらず、相談方法などを記載した文書は作成していません。	
(3) 利用者満足の上昇に努めている。	
【33】 Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<コメント> 日常の保育の中で表情や言動などから子どもが満足しているかを把握するように努め、毎日の保育日誌で子どもの興味や関心に対応できていたか自己評価しています。毎年1月～2月頃と行事が終わった後に保護者に対してアンケートを行い満足度を調べています。保護者へは個別面談や相談会をもうけ随時要望や満足度を把握するようにしています。例年は年2回の懇談会で、保護者の保育園に対する意見を聞く機会を作っていましたが、今年度はコロナ感染拡大防止のため年1回になっています。園長は保護者会の総会には参加していますが、保護者会には参加していません。	
(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	
【34】 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<コメント> 苦情解決の体制として苦情解決責任者に園長、実際の苦情を受付け窓口は園長、職員、第三者委員2名としています。苦情解決の仕組みは入園の際に配布する入園のしおりに記載し、園の入口にも掲示しています。意見箱を玄関に設置し、保護者にアンケートも実施しています。また日頃から保護者と苦情の言いやすい関係作りを心がけています。園の苦情対応マニュアルに基づく「苦情等対応記録」に記入し、「苦情解決結果等報告書」に解決した方法や結果を記入し保管しています。近隣からの苦情等は園だよりや掲示で保護者にも告知しています。苦情解決責任者と苦情受付窓口はどちらも園長になっていますが、担当者を分けることが望まれます。	

【35】 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
<コメント> 入園時に配布する案内の中の「保育園利用のご案内兼重要事項説明書」で、園長や第三者委員に相談できる仕組みなどについて、複数の方法があることを明記しています。それらの仕組みについては口頭でも説明し、園内に掲示して告知しています。その他に意見箱を玄関に設置いつでも意見を入れられるようにしています。保護者からの相談などで話しをする時は、事務所や予備室の入口に面談中の表示板を掲示し、他の人を気にせずに話しやすい場所を確保できるよう衝立で仕切るなどの配慮はしていますが、予備室などを使うなど個室となるスペースの確保に工夫が望まれます。	
【36】 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<コメント> 日々の保育の中では、保護者と挨拶を交わし、保育士に話しかけやすい環境を作っています。意見箱の設置、定期的な保護者アンケートの実施で保護者からの意見を把握し、保護者からの相談や意見はマニュアルに基づいて「保護者対応表」に内容と対応を記録し、その後の経過内容についても職員に周知するようにしています。電話での相談は「保育相談」に日時、相談内容、事実確認、対応の結果を記録しています。相談を受けた時は園長、副園長、主任に報告し、職員ミーティング等で対応を検討し、結果を共有しています。保護者にもそれらの内容を迅速に伝えています。	
(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	
【37】 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<コメント> 園長をリスクマネジメントの責任者とし、毎月安全衛生委員会を行っています。事故が発生した場合の対応や安全確保は「事故対応マニュアル」で職員に周知しています。子どものけが等についてはクラスごとに「怪我の状況記録」を作成し、日時や氏名、処置方法や保護者の誰に伝えたか、加えて改善策を記録しています。毎日のミーティングで状況と再発防止策を共有しています。記録をもとに様々な分析を行い、今年度はヒヤリハットの基準をさらに厳しく設け、軽微な事も記録するようにしました。今後は半年ごとに見直す予定です。	
【38】 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<コメント> 感染症対策については園長を責任者とし、副園長と主任で管理体制を整えています。感染症の予防と発生時の対応について「感染症まん延防止マニュアル」を作成し職員に周知徹底しています。流行している感染症の症状や対応、注意事項をミーティングで学び合い共有しています。園児が感染症に感染した時は、個人情報に配慮して掲示で情報を伝えたり、消毒する場所等に応じて用法・用量を使い分けたりしています。感染症の情報はプライバシーに配慮した上で掲示し、園の関係者が新型コロナウイルスに感染した時は配信システムで連絡しています。	
【39】 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<コメント> 「災害時対応マニュアル」があり、園長・副園長を中心とした体制が作られています。園近くの川の氾濫による危険に備えて、避難先として近くの高齢者施設の屋上を借りることにしています。全ての保護者と職員は災害伝言ダイヤルやメール配信など安否確認の方法を確認しています。職員は横浜市の安否確認参集メールに登録し、災害時に活用できるよう年2回の返信訓練を行っています。食料など備蓄品はリストを作成して管理しています。消防計画等防災マニュアルを消防署に提出し、毎月の避難訓練と年1回の消防署との合同訓練を実施しています。	

2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	第三者評価結果
【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
<コメント> 保育の標準的な実施方法は「全体の計画」「よこはまの保育」に文書化され実施されています。子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関して「プライバシー保護規定」「人権への配慮」に基づいて毎月チェックしています。これらの内容は年に各々2回以上職員で研修を行っています。またこれら標準的な実施方法に基づいて実施されているか、カリキュラム会議やその他の会議で随時確認するようにしています。毎年全体の計画を見直した上でカリキュラムを実践し、その年の子どもたちに合わせた保育内容になるようにしています。	

【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<コメント>	
全体の計画や年間指導計画は1年に1回3月に検証と見直しを行い、4月に確認して新しい職員と共に確認してから実施をするという決まりが定められていて、毎年定期的に実施されています。検証や見直しにあたっては分担している担当がまず声をかけ、各クラス、乳幼児リーダー、主任、副園長、園長の順で行い、決まったことが次の月に反映されるような仕組みになっています。職員会議やミーティングで話し合った意見を指導計画に取り入れたり、保護者アンケートの内容や意見を保育の実施に反映されるような仕組みになっています。	
(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	
【42】 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a
<コメント>	
指導計画作成の責任者は園長としており、入園時の聞き取り調査は基準を定めて適切に実施されています。アセスメントにあたっては園長や保育士のほか調理員なども職員会議で協議に参加しています。全体的な計画、年間・月間のカリキュラム、子どもと保護者のニーズも指導計画に反映して作成しています。南部地域医療センターの巡回訪問で、子どもの発達や家庭状況を踏まえて助言を受け、要配慮児や障がい児には個別の計画を作成しています。保育日誌や月間指導計画で振り返りと自己評価を行い、多くの職員が関わって、随時計画を見直し評価するという仕組みができています。	
【43】 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
<コメント>	
指導計画はカリキュラム会議やクラス会議で定期的に見直しをし、個別に同意を得ています。見直しによって変更した内容は全職員が閲覧して、周知しています。また新型コロナウイルス感染拡大の際などの急な指導計画の変更はカリキュラム会議などで変更することになっています。指導計画の評価や見直しは保育の質の向上のための課題を明確にして、見直した結果は次の指導計画に生かしています。	
(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	
【44】 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<コメント>	
子どもの発達・生活状況は「児童表」「健康台帳」に統一した書式で記録し、個別の指導計画に基づいているかは経過記録によって確認しています。各クラスの日誌には記入例を入れており、クラス会議で記録の内容の共有と書き方を指導しています。園内の情報の流れは、園長、副園長、主任から乳幼児のリーダー、調理のリーダーからは各担任、会計年度任用職員へと決められており、個人情報に配慮しながら正確に届くようにしています。リーダー会議、フリー会議、乳幼児会議、カリキュラム会議など情報共有のための会議を定期的に行っています。パソコンに記録し、ミーティングや会議で共有しています。	
【45】 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<コメント>	
個人情報保護規定により子どもの記録は事務所の鍵がかかる書庫に保管しています。また保存や廃棄は横浜市の規定に従い保存の期間が定められています。不適正な利用や漏えいがないよう、各クラスに置いてある個人情報チェックシートで、個人記録等を事務所から持ち出さないようにしています。記録等は園長を管理責任者とし、個人情報保護について月次研修や年1回研修が行っています。職員は研修を通して個人情報保護規定を理解し遵守しています。保護者にも個人情報の取り扱いについて伝え、特に行事の時の写真撮影はその都度注意を促し、SNSへの公開は禁止しています。	

第三者評価結果

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
<コメント>	
全体的な計画は、児童憲章・保育所保育指針などに基づき、各年齢の発達の特徴を踏まえ作成しています。「子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培う」という保育理念、「自分をのびのび表現できる子」という園目標、また園方針及び保育姿勢も明文化され編成されています。昨年度は、主任とリーダー格の職員4名が中心となり、全体的な計画についてのプロジェクトを立ち上げ、ねらい及び内容と各年齢について縦横のずれがないかなど、フリー、調理員、各クラス保育士など職員一人一人が考え検討を行い、新たに作成しました。全体的な計画は全職員に周知し、園だよりや懇談会で保護者にも周知しています。年度末に反省を出し合い、出された意見をもとに見直しや確認を行い、次年度の指導計画や保育等にも反映しています。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<コメント>	
各保育室に温湿度計があり、「温度は夏場26度から28度、冬場は20度から23度、湿度60%」と目安が明示されています。部屋の温度等については、この目安の他に職員同士声をかけあい体感も含めて確認しています。夏場は戸外の熱中症指数を黒球式熱中症指数計で測定し、外遊びやプール活動の目安にしています。新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から換気も常に行っています。職員は、音や声の大きさも意識し、不用意に音楽をかけたりせず、子どもの声がよく聞こえるように配慮しています。衛生面でも、清掃と安全点検、玩具の消毒は毎日実施し、消毒する場所等に応じて用法・用量を使い分けたりしています。各保育室は、年齢や季節、子ども達の成長に伴い家具・遊具の素材、配置、コーナーを工夫し、また生活の場として食事、遊び、午睡の場を分ける工夫などしています。一人ひとりが落ち着ける場所としては、サークルなどを活用して保育室の中にスペースを設けたり、さらに幼児は玄関ホールや予備室を使ったりしています。乳児はそのほかマットを使ってコーナーを作るほか、保育士のひざの上でゆったり過ごすなど、物的・人的両面でくつろげる環境を作っています。	
A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b
<コメント>	
一人ひとりの発達の様子を入所面談や児童票などで把握し、個人差に配慮しています。毎日受け入れ時の健康観察、保護者との様子の確認、乳児は個人連絡票の確認をして、子ども一人ひとりの一日の流れを記載するメンテ表を使用して、その日の子どもの状態を職員間で共有しています。子ども達の気持ちを受け入れ、子どもが気持ちを出せるように待つ姿勢で保育し、子どもの目線に合わせて話を聞くようにしています。子どもの気持ちや欲求を受け止めて、気持ちに寄り添い、状況に応じた対応を心掛けています。日々の保育の中で、言葉づかいにも十分気を付けていますが、スケジュールが過密になった時や一生懸命になりすぎた時、また注意をする場面でも気付かないうちに強い口調や適切でない言葉づかいになってしまう場合があります。そのような場合は、気付いた職員が後から「今日の言葉がけはどうだっただろうね。」と声をかけ相互に確認しあったり、毎年「保育をみつめよう」という園内研修を実施して、保育の時間内の言葉づかいについて学び考える機会を設けています。	
A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<コメント>	
食事、排泄、睡眠、着脱、清潔など生活に必要なことが自然に身につくように、保護者と連携して発達に合わせて意欲を大切に進めています。0歳児からやってもら心地良さを繰り返し味わい、生活の流れを理解しはじめ、「自分でやってみよう」という気持ちにつながるよう支援しています。手洗いは写真を見えるところに掲示したり、着脱も分かりやすく絵で示したものを貼ったり、視覚化して子ども達に正確な流れが分かるようにしています。乳児には歌などでそれを伝えるようにしています。トイレトレーニングは、一人ひとりの状況を見ながら、家庭と相談しながら進めるようにしています。トイレの間隔が定まってきたら声掛けをして、成功したら「成功しているよ」と褒めて意欲につなげるようにしています。子ども達の「やってみよう」「やりたい」というタイミングを捉え、やりたくないときは無理せず保育士が援助するなど、子どもの気持ちを大切にして主体性を尊重するようにしています。	

A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<コメント>	
保育室は、好きなもの、遊びたいもの、興味があるものを自分で選んで手に取れ、遊べるコーナーづくりや年齢にあった玩具を揃えています。棚には玩具の写真が貼ってあり、子ども達が片づけやすくしています。子ども達に「何やりたい?」と問いかけ、子ども達からの考えを引き出し、自発的に子ども同士で話し合うよう支援しています。天候や子ども達の体調に留意しながら、1日に1回は戸外に出る時間を作るようにしています。園周辺を散歩したり、近隣の公園に行き遊んだりする中で、地域の人々との出会い、自然の変化等に触れる機会を持っています。子どもの興味、発見に共感して、虫やかめ等を飼育したり、花や野菜を栽培し、自然をより身近に感じられるようにしています。集団生活や遊びの中でルールを知り、守ることの大切さなど、社会ルールの理解につなげています。また、散歩の中で交通ルールなどその場にあった決まりを知る機会を設けています。	
A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント>	
一人ひとりに合わせたゆったりとした環境、空間、発達を促す遊びやおもちゃを工夫しています。子どもの思いを受け止め、表情や喃語、指さしなど言葉にならない思いを大切にし応答的な関わりをしています。子どもたちは長時間にわたる保育の中で、疲れや生活のリズムがそれぞれ違うため、一人ひとりに合わせた哺乳や食事の援助、休息、睡眠、遊びを行っています。職員も、食事、睡眠など同じ担当で保育することが子どもの安定につながる大切な場面では担当制とし、それ以外はゆるやかな担当制として、安心して過ごせるようにしています。遊びは、保育室の中に斜面を作り子どもたちが上り下りを楽しんだり、素材を工夫した手作りおもちゃなども取り入れて工夫しています。 初めての子育てという保護者も多いことから、保護者に対しては、子どもの発達や関わり方、園での生活を伝えながら、保護者の不安や困り感に丁寧に対応し、一緒に子育てをしていくことを伝えています。	
A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント>	
保育士たちは、一人ひとりの「やりたい」という気持ちを十分に受け止め、子ども達が自ら遊びを選び「自分でやった」という気持ちや意欲につながるようにさりげない援助をしています。子ども同士が一つのおもちゃの取り合いになりそうときには、すぐに同じようなおもちゃを出してけんかを防いだり、取り合いになった場合でも、双方が納得するように、さらに相手を思いやるような促しをしていました。また、一人ひとりが好きな遊びを十分な時間楽しめるよう時間的な余裕をもち、例えば粘土遊びに没頭していた子どもには、「上手にできたね。すごいね。」と声掛けを行い、子どもの満足感を満たしていました。保育室は、子ども自身が集中したり遊びが広がるようなコーナーやおもちゃの充実を図っています。また子どもの発達や季節、遊びによって室内のコーナーを変えています。分園の子ども達は、本園の園庭に遊びに行き、本園の同年齢の子ども達や幼児クラスの子どもの達と活動を楽しんでいます。散歩の際には地域の人とあいさつを交わしたり、様々なひとと関わる機会を設けています。	
A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント>	
子ども達が自らアイデアを出しあい、考えたり、工夫したり話し合っ一つのものを作り上げる協同的な遊びを楽しめるように助言したり関わったりしています。今年の夏はお祭りごっこをしました。まず子ども達の話し合いから始まり、何をやりたいかを丁寧にひろいあげ、子ども達でお祭りごっこを作り上げました。日々の遊びの中では、園庭で5歳児が大なわとびを始めると、それが4歳児や3歳児にも広がる、また、運動会のリレーを見て下のクラスが真似をするなど同年齢だけでなく、異年齢にも遊びが広がることがあります。保育士は子ども達の動きを見て、集団遊びを取り入れながら、ルールや友だちと協力して自分たちで遊びを楽しめるよう進めています。そうした姿を今年度は玄関に掲示板を設置してドキュメンテーションやクラスノートを使って保護者等に伝えています。ドキュメンテーションは、保育で何か伝えたいことがあった際に作成しています。ドキュメンテーションを見ながら子どもが保護者にその日にあったことを説明し、親子の会話のきっかけになったり、他クラスのドキュメンテーションを見て、保護者や保育士が他クラスの活動を知るきっかけにもなっています。	
A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント>	
子どもが、快適に生活できるよう個々に合わせて椅子のひじかけや足をのせる台などを用意しています。聴覚や視覚過敏が考えられる子どもには午睡時低い衝立などを使い、刺激を少なくしています。室内で安心できる場所、落ち着ける場所を確保したり、保育室以外にも玄関ホールや予備室等を使って、クールダウンできる場所を工夫しています。一斉での話の理解や言葉での指示が難しい子に対して、一日の流れの見通しを持ってホワイトボードを活用し、絵カード、活動表、時計を分かりやすく提示しています。5歳児が、なかなか集団活動に入れない4歳児をクラスに送っていくといった子ども同士の間わりが見られました。保護者に対しては、家で困っていることなどを聞いて、場合によっては保育園での姿を伝え、関わり方のアドバイスをしたり、一緒に考えたりしています。横浜市南部地域療育センター、リハビリテーションセンター、区の保健師、園医からアドバイスを受け、情報交換も行っています。職員は専門機関の研修にも参加し、より子ども達の理解に努めています。	

【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子ども在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<コメント>	
1日を通してトータルで生活リズムを考えて過ごし方の工夫をしています。朝夕の時間は、人数やその時の子どもの状態を考慮して、0歳児、1・2歳児、3歳以上児を分けた中で異年齢の合同保育をしています。朝夕は、子どもたちが寂しがったり、不安になったりするので、一人ひとりに寄り添った関わりをしています。保育室は、子どもの興味関心、意欲によって柔軟に対応し、活動、遊び、落ち着ける環境の工夫などしており、朝夕の合同保育の時間は、玩具の入れ替えをしたり、静と動のコーナーを分けたりして環境設定の工夫をしています。早退職員の入替わりがあるため、連絡事項は個人連絡票、健康チェックカード、メンテ表や口頭の伝達などで漏れのないようにしています。前日からの引継ぎや午前中の様子、乳児の午睡時間、またケガがあった場合など伝えて欲しいことはすべてメンテ表に記載し、情報を共有しています。18時30分からの延長保育ではおやつ（補食）を提供し、帰宅後の夕食に影響のないよう量やメニューを家庭の状況に合わせて対応する場合もあります。	
A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<コメント>	
全体的な計画、年間指導計画等に就学に向けての保育内容を記載し、保育を行っています。ハンカチ、上履き、マスク着用など年長児の指導計画の中に就学に向かえるような計画を盛り込んでいます。机上遊びや集中力を育てる遊び、文字に興味をもてるような活動や環境を整えています。年長児の保育室には、子ども達など一人ひとりの言葉でいうえお作文を作った50音表が貼ってありました。また、3歳以上児の保育室の掲示物はひらがなで書かれているものも多く、それを熱心に読んでいる子どももいました。コロナ禍で、小学校との交流もこれまで通りにはできませんが、小学校探検の代わりに紹介DVDを送ってもらい、鑑賞したり、散歩時に小学校までの道のりを確認するなど工夫しながら小学校への見通しや期待を持てるようにしています。年長児の担任は、幼保小連携の研修に参加して情報交換をしたり、近隣小学校への引継ぎ面談を行っています。	
A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
A-1-(3)-① 【A12】 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<コメント>	
子どもの健康管理に関して、保健管理及び健康管理マニュアルがあり、一人ひとりの心身の健康状態を把握しています。毎日の子どもの状況も朝の健康チェックを細かく行い把握しています。登園後「歯が痛い」と言う子どもがいた際も、保護者に連絡して歯科医に連れていけるよう紹介するなど、その子の状況に合わせて緊急の対応もしています。保健計画を毎年作成し、見直しを行っています。健康診断及び歯科健診は年に2回実施し、年齢に応じて尿検査や視聴覚検査を行っています。健康台帳を整備し、入所時及び懇談会や個人面談などでその都度状況を確認し、必要な予防接種が未接種の園児の保護者に対して接種を勧めています。子どもの健康に関する方針や取組みは入園説明会や園だより等で伝えています。SIDSの予防については、午睡時、子どもの表情が見えるように部屋を暗くしすぎないようにし、仰向けに寝かせるようにしています。0歳児は5分、1、2歳児は10分ごとに呼吸状態を確認し記録しています。また、SIDSの危険性を入園説明会や懇談会で説明しています。	
A-1-(3)-② 【A13】 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
<コメント>	
健康診断・歯科健診の結果は健康台帳、歯科健診票、健康カードに記載し、記録を通じてミーティングや会議で職員に周知しています。健康診断と歯科健診は年に2回、3歳児は視聴覚検査、3歳以上児の尿検査をそれぞれ年1回実施し、結果を保護者に知らせるとともに、未実施の子どもには園医への受診を勧めています。歯科健診時の赤染、5歳児の歯磨き指導を月間カリキュラムや保健計画に取り入れ、磯子区の看護師巡回訪問時の手洗い指導などで健康的な生活についての話を聞く機会を設けています。紙芝居や絵本を通して心身の健康に子ども達が関心をもつようにしたり、食生活を含めた心身の健康教育を計画に盛り込んでいます。内科医の健診時には保護者から事前に質問を集め、回答を保護者に伝えています。子どもの体重や身長が気になる保護者には、カウプ指数や成長曲線を見ながら話をし、伝えています。	
A-1-(3)-③ 【A14】 アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<コメント>	
アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギーガイドライン」をもとに作成された園のマニュアルに沿って、医師や保護者と連携を取って対応しています。保護者から生活管理指導票の提出を受け、毎月の献立確認を保護者、調理員、担任、副園長で行い、気になることを伝えあっています。保護者とは毎月アレルギー面談を設け、気になることを伝えあい、症状が出た場合の対応の仕方を確認しています。給食の提供について、前日のミーティングや当日の朝、配膳前に調理、担任間でチェックを行い、アレルギー児専用のトレイに専用食器をのせ、専用のフタ（ラップ）をして一番最初に配膳しています。テーブルと席は他児と離し、給食の中身が混ざらないようにして、専用のテーブル拭きを用意しています。提供するものも、形を変えるなどして、視覚的に区別できるようにしています。子ども達同士で「〇〇ちゃんのごはんが違う」ことに気づくことがあり、それを「多様性」を理解する機会ととらえ、一人ひとり違うこと、一人ひとりを大切にしていることを伝えています。	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント> 食事の対応や食育活動について、全体的な計画や年間、月間カリキュラム、食育計画に明記して、会議等で職員全体に周知しています。食事の前には絵本の読み聞かせをしたり、食材の話などで食事時間への切り替えを行っています。5歳児クラスでは、献立にまつわる話や給食に使われている食材をクイズ形式で話をするなど、食から幅広く興味を広げていました。保育と調理が連携し、食について関心を深めるために、子ども達が栽培した野菜を使ってクッキングを行ったり、朝収穫した野菜をすぐに給食で提供するなどしています。今年度は、緑のカーテンを兼ねたゴーヤや野菜を栽培し、給食で食べることができました。給食は、個別で食べる量を調整して提供し、幼児は、子ども達自身で自分の食べられる量を判断しています。苦手な献立があっても、「ひとくちだけ食べようか」と無理のない声掛けをおこない、食べることが遅い子どもに対しても、急かすことなくその子どものペースで食べられるよう援助を行っています。	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることでできる食事を提供している。	a
<コメント> 子どもの発達状況や体調によって、大きさ・量・切り方を調整しています。特に0歳児は、離乳食の食材の切り方、大きさ、硬さなど一人ひとりに合わせています。横浜市の統一献立で、2週間に1度同じ献立になりますが、食べているときの子ども様子や残食の量などを保育士から聞き取り、食べやすいように大きさや切り方を変えたりしています。保育と連携して、秋にはさんまの解体ショーをしたり、野菜の型抜きをしたりして調理の側からも子ども達が食や食材に興味を持てるように工夫をしています。また同じご飯でも、食が進まない子が多い時にはおにぎりにして提供するなど、どうしたら子ども達がより食べやすいかを考え給食を提供しています。また、季節感のある献立、行事食、さらに地域発祥のサンマーメンなどを献立に取り入れています。基本的には横浜市の統一献立ですが、お楽しみの日として、5歳児が好きなメニューをリクエストでき、メニューを変えることもあります。その際は、アレルギー児もみんなで楽しめるような除去食のないメニューとしています。	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
<コメント> 乳児クラスは連絡票、幼児クラスは毎日健康チェックカードで家庭とやりとりしています。今年はコロナ禍で保護者が保育室に入らず、園内の様子が伝わりにくいため、玄関ホールに掲示板を設置し、クラスノートを置くほか、ドキュメンテーションや連絡事項等も掲示するようにしています。子どもたちの制作物も展示し、より普段の様子が伝わるよう工夫しています。子どもたちの園での様子や成長の姿を、送迎時に保護者と伝えあい、保護者との対話も大切にしています。保育理念等はクラス懇談会などで保護者に伝え、保育のわらいや年間行事、月案は各保育室に掲示し、行事や生活の様子も動画を撮ったり写真を掲示するなど、保育を見える化して、保護者に保育の内容や意図を伝えるようにしています。例年は、にこにこフェスティバル（運動会）やわくわくデー（お楽しみ会）等の行事で、子どもの成長を発表する機会を作り、保護者が一緒に参加することで、子ども達の成長を共有できるようにしていますが、今年度はコロナ禍のため形態を変えています。家庭の状況や保護者との情報交換等の内容は職員間で共有し、必要に応じて対応できるようにし、記録しています。保護者からは、もっと日常の様子を知りたいという声があり、そのような要望にも応えていくことが望まれます。	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
<コメント> 保護者とは、送迎時に話をして日ごろからコミュニケーションをとるようにしています。園での楽しい様子のほかケガなどの伝達事項も伝え、園生活に不安のないようにしています。保護者から「何でも相談していいんだ」と思ってもらえるように、話しやすい雰囲気づくりを心掛けています。保護者からの相談には、個人面談のほか電話での相談にも対応しています。保護者からの相談がある場合、面談日の希望を聞き、日時を調整するなどの対応もしています。保護者からの相談内容によっては、南部児童相談所、磯子区役所福祉保健センター、横浜市南部地域療育センターなどの専門機関につなぎ、一人ひとりに合わせた支援を行っています。相談内容は、経過記録、保育日誌、ミーティングノート等に記録しています。相談内容によっては、職員が一旦引き取って、園長、副園長、主任などから助言を受けたうえで返事をするなどで、適切な対応になるようにしています。	

【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<コメント> 虐待防止マニュアルを整備して、発見のポイントを参考に、児童虐待の兆候を見逃さないよう朝の健康観察時や着脱時の全身状態の確認を行い、早期発見できるようにしています。不自然な怪我、あざや気になる言動があった場合、園長、副園長、主任に報告し、写真や記録を取り、職員間でも共有し、対応を協議しています。現在は、傷にならないような暴力もあり得るため、保護者の様子や保護者と子どもの関わり方など、いつもと違う様子など細かいことも見逃さないよう、ミーティング等で情報の共有を図っています。保護者からの相談内容等によっては、磯子区の子ども・家庭支援相談や南部児童相談所への相談も進めています。具体的な見守りを必要とする家庭については、南部児童相談所と定期的にカンファレンスを行い、情報を共有しています。毎月5日に虐待防止を促すオレンジボロシャツを職員が着用し、職員への啓発だけでなく保護者に向けて理解を促す取り組みも行っています。	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
A-3-(1)-① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<コメント> 保育士の自己評価は横浜市共通のものに園独自の項目を追加したアンケートを使用して行っています。園としての自己評価は、今年度の課題と取組状況について振り返り、保護者アンケートの結果を踏まえ、次年度の課題を設定するというPDCAを意識して実施しています。毎日の日誌では、考察・自己評価の欄があり、関わりに対する振り返りや、ねらいや内容が適切だったかななどを書くことになっています。それを次の日の保育や翌週以降の保育計画に反映させていきます。また、日誌は単に出来事の記録にとどまらず、心を動かされた事柄を表題としてあらわすため「タイトルをつける」ことになっています。保育士自身が気になっていることは何か、こだわった点は何かを振り返ることができるようになっています。そうした日々の保育の振り返りを行うことで、環境づくり、子どもや職員とのかかわり方を改善する工夫につながっています。	

福祉サービス第三者評価 評価機関

特定非営利活動法人 よこはま地域福祉研究センター

〒231-0013 横浜市中区住吉町二丁目 17 番地 金井ビル 201 号室

TEL : 045-228-9117 FAX : 045-228-9118

URL : www.yresearch-center.jp/ Email : top@yresearch-center.jp



Yokohama Community development Research center

特定非営利活動法人
**よこはま
地域福祉
研究センター**

かながわ福祉サービス第三者評価認証機関 第 26 号

東京都福祉サービス第三者評価認証評価機関 認証番号 機構15-232

全国社会福祉協議会社会的養護関係施設第三者評価機関 2510-002-02

横浜市指定管理者第三者評価機関 認定番号 25-01
